

## 政策協議会設置条例（案）に対する賛成討論

私は、大阪維新の会大阪市議員団を代表して、議案第 332 号「政策協議会設置条例（案）」に賛成する立場で討論いたします。

本条例案は市長、議長、市会推薦の市議の委員計約 10 人で市政の重要課題について公開の場で協議をし、市政に反映させることを目的とした政策協議会の設置を目指して提案がなされたものです。

その制度趣旨は、公選職である市長と議員が、市会議論を補足する場として、自由、活発にオープン、双方向で、市政の重要課題について協議し、議論を深めることにあります。

そして、市政の重要課題について、公開の場で双方向の協議をすることは、議論の過程を透明化し、市民への説明責任を果たす重要な意味があります。

この点、議案に反対の立場からは、議会で議論すれば足りるという意見ですが、現在の議会や委員会の議論では、市長に反問権もなく、形式を重視し、行政側が説明をして、これに議員側が質疑するという一方通行のやりとりでしかなく、双方向の議論によって論点が深まることはありません。

しかも、現実問題として、市長と、維新以外の他会派の直接の議論が十分になされているとはいえない現実があります。

その証拠に、維新以外の他会派が、市長とどれだけ直接議論としているのか、予算の常任委員会、公営、準公営決算特別委員会、一般決算委員会の 1 年分について、橋下市長と、平松前市長を比較調査しましたところ、予算については、橋下市長 12 回に対して、平松前市長 31 回、公営、準公営が、橋下市長 2 回に対して、前市長 14 回、一般決算は、橋下市長 6 回に対して、前市長 15 回、合計でいくと、橋下市長 20 回に対して、前市長は 3 倍の 60 回、の大きな差があります。

さらに言えば、平松前市長の時と異なり、橋下市長の改革案件については、他会派から反対意見も多くあるので、本来、反対であればあるほど、なぜ反対なのか、反対の理由、その論点を戦わせて、メリット、デメリットを明確にするべきであって、反対の立

場ほど議論が増えてしかるべきですが、逆に、平松前市長と比較して、3分の1しか直接議論していません。

これで、十分に議会で議論しているといえるのでしょうか。

先日の委員会では、本条例案を否定する他の理由として、市長の答弁が長いとか、すりかえが多いなどの意見もありましたが、本当にそうであれば、そのことを政策協議会で、時間もたっぷりとして、白日のもとに明らかにしていけばいいだけのことです。

さらに、政策協議会を設置することで、本会議や委員会がなくなるわけではありません。これまでの議会での議論のあり方としての本会議、委員会は今後も継続するのであって、これに加えて、政策協議会を設置して、これまでにはない双方向での議論の場を設けることができ、議論の場の選択肢を増やすことになるのであって、これを否定する理由はありません。

このような政策協議会について、単に必要性なしとして数々の重要案件を否決していく行為は、まさしく「数の横暴」そのものであり、「議論の抹殺」であり、「談合政治」の誇りを免れない行為であると言わざるを得ません。

政策協議会を設置すれば、公開の場において、実質的な議論を戦わせることで、今の議会のような一方通行の議論ではなく、双方向の充実した議論が実現し、それにより、課題や問題点を多角的に検討することが可能となり、結果的に、メリット、デメリット、対立軸が明確になります。

それによって、よりよい選択肢を判断することが可能になります。さらには、デメリットを緩和する手法を議論し、一歩進んだ合意形成の可能性も広がります。

しかも、そのようにすることで、意思決定の過程を透明化することができ、市民に見える形でオープンで政策を進めることが可能になります。

以上の理由から、我々は、政策委員会の設置条例に賛成であることを明確にして、賛成討論としたいと思います。ご清聴ありがとうございました。